

4

特定目的信託の利益の分配の額及び特定投資信託の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

計算期間	・	・	受託者名	特定信託の名称
------	---	---	------	---------

別表十七の三 平十三・四・一以後終了計算期間分

I 特定目的信託の利益の分配の額の損金算入に関する明細書						
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	分 所 得 金 額 総 計 (別表四「30の①」)	8	円
	受 益 権 取 崩 額	2		配 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 控 除 未 済 欠 損 金 (別表七「1の計」) (ただし、当該金額が(8)より多い場合は、(8)の金額)	9	
	利 益 の 分 配 の 額 (1)-(2)	3		可 差 引 計 (8)-(9)	10	
	分 配 可 能 額 (3)	4		能 受 益 権 取 崩 額 (2)	11	
	$(4) \times \frac{90}{100}$	5		の 受 益 権 戻 入 額	12	
	(1)が(5)を超える場合の(3)の額	6		計 分 配 可 能 額 (10) + ((11)-(12)) (マイナスの場合は0)	13	
	利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	7		算		

II 特定投資信託の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	14	円	分 所 得 金 額 総 計 (別表四「30の①」)	20	円
	元 本 取 崩 額	15		可 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 控 除 未 済 欠 損 金 (別表七「1の計」) (ただし、当該金額が(20)より多い場合は、(20)の金額)	21	
	収 益 の 分 配 の 額 (14)-(15)	16		所 差 引 計 (20)-(21)	22	
	$\frac{(14)}{(25)}$	17		の 元 本 取 崩 額 (15)	23	
	(17)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(16)の額	18	円	額 元 本 繰 入 額	24	
	収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	19		計 分 配 可 能 所 得 の 金 額 (22) + ((23)-(24))	25	

別表十七の三の記載の仕方

1 特定目的信託の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書のⅠは、法第2条第29号の2（（定義）に規定する特定目的信託について措置法第68条の3の3第1項（（特定目的信託に係る課税の特例））の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 特定投資信託の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書のⅡは、法第2条第29号の3イに掲げる信託について措置法第68条の3の4第1項（（特定投資信託に係る課税の特例））の規定の適用を受ける場合に記載します。